

# 富士宮市農業経営改善計画認定要領

## 1 目的

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の目標である年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間から2,000時間程度）を達成し、生産性の高い先進的な農業経営への発展母体となる農業者等を掘り起こし、地域農業の担い手の明確化を図るために行う農業経営改善計画認定等に関し必要な事項を本要領に定める。

## 2 認定の基準

### (1) 農業経営改善計画の目標

ア 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に照らし適切であり、かつ基本構想に掲げる具体的指標及び営農類型別農業経営指標の達成が可能な計画であること。

(ア) 基本構想の経営指標に定められていないような営農類型の経営であっても、当該計画の規模・集約度等から基本構想に示されている目標所得等を実現し得る効率的かつ安定的な農業経営であれば認定できるものとする。

(イ) 現在の経営が既に基本構想に示す指標を上回る者からの申請は、一層の経営改善を図ろうとするものであれば、認定できるものとする。

(ウ) 現在の経営規模が小さいものや新規就農者については、農業経営改善計画の農業経営の規模や目標が基本構想で定める指標を下回るような場合であっても、その農業者の意欲などからみて将来（10年後）基本構想で示される指標に到達することが確実に見込まれるときは、認定できるものとする。

(エ) 農業経営改善計画の目標所得は、経過措置として基本構想の所得目標値のおおむね70%を基準として認定できるものとする。

(オ) 富士宮市担い手育成総合支援協議会（以下「協議会」という。）が掘り起こし活動を通じて、地域農業振興上において認定農業者とすることが得に必要な場合は前記（エ）の目標以下であっても認定できるものとする。ただし、この場合協議会は、「特認事項意見書」を市長に提出する。

### (2) 具体的判断基準

ア 農業経営改善計画に記載された「農業経営の規模」「生産方式」「経営管理の方法」「農業従事の態様等」がいずれをとっても基本構想の水準以上となっていること。

ただし、現在の経営規模が小さい者や新規就農者については、農業経営改善計画の「農業経営の規模」の目標が基本構想で定める指標を下回るような場合であっても、その農業者の意欲などからみて、将来（10年後）基本構想で示される指標に到達することが確実に見込まれる時は、この限りではない。

(ア) 農業経営の規模

- ① 農作業受託や生産組織の構成員としての耕作面積も一定の換算を行って、計画に記載された規模に加算して判断する。
- ② 基本構想で設定した面積を下回る場合であっても、集約度等が指標の水準を上回り、結果的に所得水準等において目標の達成が確実と見込まれるときは、適当と判断する。
- ③ 目標年次を5年後とした所有地及び借入地（利用権設定等）による規模拡大の目標面積については、概ねの見通しがあること。

(イ) 生産方式

- ① 基本構想で設定した生産方式に概ね準拠している場合は、基本構想で示す規模等をそのまま認定基準として用いる。
- ② 個々の工夫で別途の新しい生産方式等を取り入れている場合は、それが全体として合理的かつ適切かどうかで判断する。

(ウ) 「経営管理の方法」及び「農業従事の態様等」

- ① 基本構想で示す「経営管理の指標の性格」及び「農業従事の態様の指標の性格」は、定性的なものが中心であるが、これを認定の基準として申請があった計画の適否を判断する際には、当該申請者が改善に努め、指標に向かって努力を続けるか否かを判断基準とする。

イ 「その計画の達成される見込みが確実であること」の判断は、農業経営改善計画における経営改善の目標について、農業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の調達の実現性等を基に、その達成の確実性を総合的に審査していく。

ウ 農業経営に供される農用地の利用が策付け地の集団化、農作業の効率化等に配慮されていること。水田営農活性化対策等の生産調整が考慮されていること。

エ 目標所得及び労働時間

- (ア) 原則として農業経営改善計画に記載された所得及び労働時間については、経営規模、生産方式及び添付の収支計画を基に算定し、判断する。
- (イ) 農業経営改善計画に記載された、規模、集約度等を基準として、基本構想に示されている目標所得（主たる従事者一人あたり500万円程度）及び労働時間（主たる従事者一人あたり1,800時間から2,000時間程度）を実現し得る効率的かつ安定的農業経営であるか否かを判断する。

オ 対象とする営農類型

- (ア) 基本構想の経営の指標に定められていない営農類型も認定の対象とする。

カ 対象とする組織経営体

- (ア) 原則として法人格を有しない生産組織の認定は行わない。
- (イ) 法人化を目指す農業生産組織が法人化の計画を含んだ計画を提出し、既に法人化の手続きを開始している場合は認定の対象とする。

キ 法人からの申請

(ア) 上記ア～カの基準に加えて、以下の事項を基準として、適正か否かを判断するものとする。

① 申請された計画において、法人の構成員であって、かつ法人の事業において主たる従業者としての役割を果たしている者に帰属することとなる所得等の目標が、これらの者の平均で基本構想における所得等の目標以上となるような農業経営の規模、集約度等が掲げられているか否かで判断する。

② これらの者に帰属することとなる所得には、法人がこれらの者に対して従事者として支払うこととなる労働及び役員報酬のみならず、構成員として受け取る地代及び資本利子を加算しても差し支えない。

また、これらの者が法人の事業とは別に実施している農業に係る所得（ただし、法人の事業に従事していることによりこれらの者が得る所得の金額を超えない範囲内に限る。）を加算して差し支えないものとする。

ク 現在の経営が基本構想の指標を上回る者からの申請

(ア) 計画の内容が一層の経営改善を図るものであれば、適切と判断する。

ケ その他の判断基準

(ア) 年齢及び後継者の有無なども含めて総合的に判断するものとする。

### 3 認定の申請

(1) 申請者の要件は次のとおりとする。ただし、申請者の資質を総合的に勘案して、経営改善計画の審査を行うべきと判断されるものにおいてはその限りではない。

ア 農業経営改善計画を作成し、農用地利用権設定等による経営改善の意思があること。

イ 富士宮市内に於いて農業経営を営み、又は営もうとする者（市内に居住しているかは問わない。）

ウ 農業に対する意欲と技術を前提に企業的経営に基づく先進的な農業経営を目指していること。

エ 地域農業の担い手として、信頼される人間性などを兼ね備えていること。

(2) 申請方法

ア 農業経営改善計画認定申請書（別記様式）に必要事項を記入し、富士宮市長へ提出する。

イ 計画の作成は、必要に応じ支援センターの指導、協力を得るものとする。

### 4 認定の手順

(1) 富士宮市長による認定

ア 富士宮市長は、農業経営改善計画認定申請書を受理した場合には、協議会の意見を求める。

イ 市長は、計画が適当であると認めたときは、認定とし、その旨を当該申請者に通知するとともに認定書を交付する。

認定の有効期限は、認定日から起算して5年間とする、なお、変更認定に係る有効期間も、当初の認定期間の残余期間とする。

ウ 市長は、計画が適当でないと認められたときは、認定不可とし、指導事項を付して、その旨を当該申請者に通知する。

(2) 協議会の審査

ア 協議会は、富士宮市長から意見を求められたら、経営改善計画認定審査会において申請内容を市の認定基準に照らして審査し、その意見を付して市長へ上申する。

なお、認定された農業経営改善計画に記載されている内容以外で経営改善を行う場合も同様に取り扱うものとする。

(3) 農業委員会及び関係農業協同組合への通知

ア 市長は、認定をした時、認定した旨を認定審査会関係機関へ通知する。

5 認定制度の普及指導

(1) 普及指導体制

ア 当該制度の普及指導は、協議会が関係機関と連絡をとってあたるものとする。

6 その他

ア 本要領に定めるもののほかは、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成7年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年8月23日から施行する。

附則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年5月27日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月9日から施行する。